

豊中市若者による企画立案・実践事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市若者による企画立案・実践事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者及び助成対象事業)

第2条 助成の対象となる者は、豊中市若者による企画立案・実践事業選考委員会に採択された提案内容（以下「助成対象事業」という。）を実施するグループ（以下「グループ」という。）とする。

2 助成対象事業は、採択された年度に1グループあたり1事業のみとする。

(対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に直接要する経費のうち、別途規定する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 助成対象経費は、助成金の交付決定を行った日以降に支出されたものであつて、交付決定された年度内に支出されたものとする。ただし、交付決定された年度内に市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(助成金額)

第4条 助成金の限度額は、1つの助成対象事業について30万円とする。

(助成金の交付申込)

第5条 助成金の交付を受けようとするグループは、所定の申込期間内に別途規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 ただし、グループが課税事業者であり、消費税および地方消費税に係る仕入税額控除が認められている場合は、当該税額を除いた額で申し込まなければならない。

(変更の届出)

第6条 交付決定通知を受けたグループは、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、別途規定する書類を提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときはこの限りでない。

2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、変更を認めるか否かを審査の上で決定するものとし、結果について通知するものとする。また、交付決定額から減額するときは、その旨を通知するものとする。

(概算払い)

第7条 交付決定通知を受けたグループは、助成金の概算払いを申し込むことができる。

2 概算払いを申し込むグループは、別途規定する書類を市長に提出し、市長は、審査の上で概算払いを行うか否かを決定し、交付決定額の範囲内で概算払いの額を定め、通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けたグループは、助成対象事業の実績報告をする報告会で助成対象事業の実施結果を報告する。

2 前項のグループは、別に定める実績報告書を提出し、市長は審査の上で助成金の額を確定し、通知するものとする。

(概算払いにおける助成金の清算)

第9条 前条での審査の結果、概算払い額に費用の不足を認めた場合は、交付決定額の範囲内で費用を支払うことができる。概算払い額が精算後の確定額を超えるときは、その超えた額を返還させるものとする。

(この要綱に定めがない事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から実施する。